

## ○女性の職業生活における活躍の推進に関する 法律の特定事業主を定める規則

制定 平成28年3月16日 規則第1号  
改正 令和2年4月16日 規則第5号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成27年政令第318号）第1条第2項の規定に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第19条第1項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、次の表の左欄に掲げるものとし、同表の右欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。

阪神水道企業団企業長	阪神水道企業団に勤務する職員
------------	----------------

一部改正〔令和2年規則第5号〕

### 附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月16日規則第5号）

この規則は、令和2年6月1日から施行する。